

議案第 173 号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例（平成 12 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

種 別		単 位	占 用 料
流水占 用料	鉱工業その他の用に供するもの	占用許可水量毎 秒 1 リットルに つき 1 月	350 円
	第 1 種電柱	1 本につき 1 月	280 円
	第 2 種電柱		440 円
	第 3 種電柱		590 円
	第 1 種電話柱		250 円
	第 2 種電話柱		410 円
	第 3 種電話柱		560 円

土地占 用料	その他の柱類		25円	
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートルにつき1月	3円
	地下電線その他地下に設ける線類			2円
	送電塔その他これに類するもの		1平方メートルにつき1月	510円
	変圧塔その他これに類するもの		1個につき1月	510円
	外径が0.07メートル未満のもの			11円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			15円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			23円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			30円

水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートルにつき1月	46円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		61円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150円
	外径が1メートル以上のもの		300円
橋その他通路に供するもの		1平方メートルにつき1月	170円
工事のための仮設建築物及び臨時材料置場			980円
上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表の規定に準じて市長が定める。		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

準用河川の土地占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。